

## 観光拠点施設ケンムンの館等指定管理者の管理運営の評価に関する規則

### ( 目的 )

第1条 本規則は、観光拠点施設ケンムンの館（以下、「ケンムンの館」という。）及び活性化センター結いの館（以下、「結いの館」という。）の指定管理者による管理運営の評価に関する事項を定め、管理運営の質的向上と住民や来訪者等のニーズに合致した管理運営体制の確立を目的とする。

### ( 評価期間 )

第2条 本規則に基づき評価する指定管理者の管理運営に係る期間は、各年度4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

2 評価は、毎年度、宇検村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成17年6月24日条例第9号）第7条に基づき指定管理者から提出される業務報告書により、村長が任命する委員が行う。

### ( 委員 )

第3条 前条第2項により村長が任命する委員は、次のとおりとする。

- (1) 宇検村副村長
- (2) 宇検村総務課長
- (3) 宇検村建設課長
- (4) 宇検村産業振興課長
- (5) 宇検村企画観光課長

2 委員の任期は、評価を実施する年度内とする。ただし、翌年度以降も委員の再任を妨げない。

### ( 評価方法 )

第4条 評価項目は次のとおりとし、委員は別表1により各項目の評価を行うものとする。

- (1) 管理・運営体制に関する評価
- (2) 施設の利用状況に関する評価
- (3) 管理経費に関する評価
- (4) 各事業に関する評価

2 前項各号の評価の配点は、次の表による。

特に優れている	優れている	やや優れている	適正である	やや劣る	改善が必要
10	8	6	4	2	0

3 前項による合計点による評価基準は、次の表による。

評価基準	評価合計点	評価基準が示す内容
S	合計得点が9割以上	特に優れており、改善を必要とする事項はなし。
A	合計得点が8割以上9割未満	優れており、一部の管理運営について改善の余地がある。
B	合計得点が7割以上8割未満	やや優れており、一部の管理運営について改善が必要である。
C	合計得点が6割以上7割未満	適正であるが、改善による管理運営が望まれる。
F	合計得点が5割以上6割未満	努力が必要であり、改善が見られない場合は、指定管理者取消しを検討する。

( 評価結果の公表及び通知 )

第5条 本規則による評価結果は、村長に報告した後、指定管理者へ通知する。

2 評価結果は、村ホームページ等において公表する。

( 指定の取消等 )

第6条 村は、第4条第3項の評価基準において、対象の評価がFに該当する場合は、本規則に定める委員により管理運営に関する協議を行い、条例、規則及び協定書に基づき指定の取消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項に基づく処分があった場合、処分により発生するケムムの館及び結いの館の管理運営における損害及び賠償については、協定書に基づき処理するものとする。

( 規則の見直し )

第7条 本規則の改正は、第3条の委員から意見を求め、検討を行い、必要であると認められる場合は、内容の改正を行う。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

別表1 ( 第4条関係 )

委員名 _____	
管理・運営体制に関する評価	配点_____
施設の利用状況に関する評価	配点_____
管理経費に関する評価	配点_____
各事業に関する評価	配点_____
評価基準_____	評価合計点_____